

別表十七（三の二）の記載の仕方

1 この明細書は、平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第66条の6第1項各号（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）に掲げる内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等が同条第3項の規定により同条第1項の規定の適用を受けない同項に規定する適用対象金額を有する場合又は平成29年旧措置法第68条の90第1項各号（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）に掲げる連結法人に係る同項に規定する特定外国子会社等が同条第3項の規定により同条第1項の規定の適用を受けない同項に規定する適用対象金額を有する場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 各欄中金額を記載するものにあつては、「部分適用対象金額に係る収入金額の合計額14」の括弧書及び「部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額22」の括弧書を除き、特定外国子会社等の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。

3 「収入金額3」の各欄は、平成29年旧措置法第66条の6第4項各号又は第68条の90第4項各号の剰余金の配当等の額の合計額、債券の利子の額の合計額、債券の償還差益の額の合計額、株式等の譲渡対価の額の合計額、債券の譲渡対価の額の合計額、特許権等の使用料の合計額及び船舶若しくは航空機の貸付けによる対価の額の合計額をそれぞれ記載します。

4 「4の①」から「4の⑤」までの各欄は、「収入金額3」の金額から平成29年旧措置法第66条の6第1項に規定する特定外国子会社等（平成29年旧措置法第68条の90第1項に規定する特定外国子会社等を含みます。以下「特定外国子会社等」といいます。）が行う事業（平成29年旧措置法第66条の6第3項に規定する特定事業を除きます。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じた金額を除いた金額を記載します。

5 「9の①」及び「9の②」の各欄は、特定外国子会社

等の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額を記載し、「9の③」は、特定外国子会社等の債券（「4の③」の金額に係るものに限ります。以下同じ。）の償還（買入消却を含みます。以下同じ。）の日を含む事業年度の前事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額（当該償還の日を含む事業年度において取得をした債券がある場合には、当該総資産の帳簿価額に当該債券の当該償還の直前に会計帳簿に記載された金額を加算した金額）を記載します。

6 「10の①」及び「10の②」の各欄は、特定外国子会社等が当該事業年度終了の時において有する株式等（「4の①」の金額に係るものに限ります。）及び債券（「4の②」の金額に係るものに限ります。）の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額を記載し、「10の③」は、特定外国子会社等が償還の直前において有する債券（「4の③」の金額に係るものに限ります。）の当該直前に会計帳簿に記載された金額の合計額を記載します。

7 「税引前当期利益の額15」は、平成29年改正前の措置法令第39条の17の2第21項（特定外国子会社等の部分適用対象金額の計算等）又は第39条の117の2第20項（連結法人に係る特定外国子会社等の部分適用対象金額の計算等）に規定する所得の金額を記載します。

8 平成29年旧措置法第66条の9の2第1項（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例）に規定する特殊関係株主等である内国法人に係る同項に規定する特定外国法人が同条第3項の規定により同条第1項の規定の適用を受けない同項に規定する適用対象金額を有する場合又は平成29年旧措置法第68条の93の2第1項（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例）に規定する特殊関係株主等である連結法人に係る同項に規定する特定外国法人が同条第3項の規定により同条第1項の規定の適用を受けない同項に規定する適用対象金額を有する場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。